



JASDAQ

平成 21 年 4 月 3 日

会社名 セキテクノトロン株式会社
代表者名 代表取締役社長 関 信
(JASDAQ・コード7457)
問合せ先
取締役人事・総務部長 大木 知明
電話 03-3820-1711

「当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」の変更について

ゲート株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、平成21年3月11日付の「当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「本お知らせ」といいます。）の内容を以下のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

なお、本公開買付けの買付条件等に変更はございません。変更箇所には下線を付しております。また、当社は、本日、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 8 項において準用する法第 27 条の 8 第 2 項に基づき、「意見表明報告書の訂正報告書」を関東財務局に提出しました。

記

1. 変更事項

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
(本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程)

2. 変更前の内容及び変更後の内容

「本お知らせ」の第 3 頁

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
(本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程)
(変更前)

(前略)

なお、平成 21 年 3 月 3 日にジャスダック証券取引所より公表されているとおり、当社は本年 2 月の株式の上場時価総額が 3 億円未満となったことを受け、上場廃止猶予期間に入っておりますが、本公開買付けが成立した場合には、後述の（本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について））及び（上場廃止となる見込み及びその理由）に記載のとおり、公開買付者が当社を完全子会社化し、かつ当社が上場廃止となることを予定しております。

(後略)

(変更後)

(前略)

なお、平成 21 年 3 月 3 日にジャスダック証券取引所より公表されているとおり、当社は本年 2 月の株式の上場時価総額が 3 億円未満となったことを受け、上場廃止猶予期間に入っておりますが、本公開買付けが成立した場合には、後述の（本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について））及び（上場廃止となる見込み及びその理由）に記載のとおり、公開買付者が当社を完全子会社化し、かつ当社が上場廃止となることを予定しております。（なお、本公開買付けの公表後、当社株価が上昇したことを受けて、上記の上場廃止の猶予期間経過前である平成 21 年 3 月において、当社株式の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が、いずれも株券上場廃止基準（上場時価総額）に定める時価総額の所要額（3 億円）以上になったため、当社株式はジャスダック証券取引所上場廃止基準（上場時価総額）に該当しないことになりました。）

(後略)

以 上

添付資料：ゲート株式会社の本日付プレスリリース（「公開買付届出書の訂正届出書の提出、公開買付開始公告及び「セキテクノトロン株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ」）

平成 21 年 4 月 3 日

各 位

ゲート株式会社
代表取締役 関 信

公開買付届出書の訂正届出書の提出、公開買付開始公告及び「セキテクノトロン株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、セキテクノトロン株式会社（コード番号：7457 ジャスダック証券取引所、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を対象とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 2 項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を平成 21 年 4 月 3 日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成 21 年 3 月 12 日付の公開買付開始公告及び平成 21 年 3 月 11 日付プレスリリース資料「セキテクノトロン株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等に変更はございません。

記

I. 公開買付開始公告の訂正の内容

変更箇所には下線を付してあります。

1. 公開買付けの目的

(2)本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

このような状況下、対象者株式は、平成 21 年 3 月に同年 2 月の株式の上場時価総額が 3 億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の上場廃止猶予期間に入りました。対象者が平成 21 年 5 月 31 日までにジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 3 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出しなかった場合には、平成 21 年 3 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの期間において、毎月の月間平均時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上とならないときは上場廃止となる可能性があります。なお、本公開買付けが成立した場合には、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5)上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化し、対象者株式は上場廃止となる予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

このような状況下、対象者株式は、平成 21 年 3 月に同年 2 月の株式の上場時価総額が 3 億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の上場廃止猶予期間に入りました。対象者が平成 21 年 5 月 31 日までにジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 3 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック証券取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出しなかった場合には、平成 21 年 3 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上とならないときは上場廃止となる可能性があります（なお、ジャスダック証券取引所が平成 21 年 4 月 2 日に公表した内容によると、本公開買付けの公表後、対象者の株価が上昇したことを受けて、前記の上場廃止猶予期間の経過前である平成 21 年 3 月において、対象者株式の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が、いずれも株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 3 号に定める所要額（3 億円）以上となったため、対象者株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しないことになりました。）。なお、本公開買付けが成立した場合には、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5)上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化し、対象者株式は上場廃止となる予定です。

<後略>

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

(訂正前)

対象者の株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合には、対象者の株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の手続きに従い、公開買付者が対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

また、前記「(2)本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の株式は、平成 21 年 5 月 31 日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上にならないときは本公開買付けの結果に係わらず上場廃止となる可能性があります。

(訂正後)

対象者の株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合には、対象者の株式は、所定の手続を経て上場廃止

となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の手続きに従い、公開買付者が対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(2) 公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

このような状況下、対象者株式は、平成21年3月に同年2月の株式の上場時価総額が3億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の上場廃止猶予期間に入りました。対象者が平成21年5月31日までにジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準第2条第1項第3号に定める書面(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック取引所が必要と認める事項を記載した書面)を提出しなかった場合には、平成21年3月1日から平成21年5月31日までの期間において、毎月の月間平均時価総額及び月末上場時価総額が3億円以上とならないときは上場廃止となる可能性があります。なお、本公開買付けが成立した場合には、前記「1. 公開買付けの目的」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」及び「(5)上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化し、対象者株式は上場廃止となる予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

このような状況下、対象者株式は、平成21年3月に同年2月の株式の上場時価総額が3億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の上場廃止猶予期間に入りました。対象者が平成21年5月31日までにジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準第2条第1項第3号に定める書面(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック証券取引所が必要と認める事項を記載した書面)を提出しなかった場合には、平成21年3月1日から平成21年5月31日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が3億円以上とならないときは上場廃止となる可能性があります。(なお、ジャスダック証券取引所が平成21年4月2日に公表した内容によると、本公開買付けの公表後、対象者の株価が上昇したことを受けて、前記の上場廃止猶予期間の経過前である平成21年3月において、対象者株式の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が、いずれも株券上場廃止基準第2条第1項第3号に定める所要額(3億円)以上となったため、対象者株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しないことになりました。)。なお、本公開買付けが成立した場合には、前記「1. 公開買付けの目的」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」及び「(5)上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化し、対象者株式は上場廃止となる予定です。

<後略>

II. 「セキテクノトロン株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正の内容

変更箇所には下線を付してあります。

1. 買付け等の目的

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

このような状況下、対象者株式は、平成 21 年 3 月に同年 2 月の株式の上場時価総額が 3 億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の上場廃止猶予期間に入りました。対象者が平成 21 年 5 月 31 日までにジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 3 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出しなかった場合には、平成 21 年 3 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの期間において、毎月の月間平均時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上とならないときは上場廃止となる可能性があります。なお、本公開買付けが成立した場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化し、対象者株式は上場廃止となる予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

このような状況下、対象者株式は、平成 21 年 3 月に同年 2 月の株式の上場時価総額が 3 億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の上場廃止猶予期間に入りました。対象者が平成 21 年 5 月 31 日までにジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 3 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック証券取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出しなかった場合には、平成 21 年 3 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上とならないときは上場廃止となる可能性があります。（なお、ジャスダック証券取引所が平成 21 年 4 月 2 日に公表した内容によると、本公開買付けの公表後、対象者の株価が上昇したことを受けて、前記の上場廃止猶予期間の経過前である平成 21 年 3 月において、対象者株式の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が、いずれも株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 3 号に定める所要額（3 億円）以上となったため、対象者株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しないことになりました。）。なお、本公開買付けが成立した場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化し、対象者株式は上場廃止となる予定です。

。

<後略>

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

(訂正前)

対象者の株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合には、対象者の株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の手続きに従い、公開買付者が対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

また、前記「(2)本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の株式は、平成21年5月31日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が3億円以上にならないときは本公開買付けの結果に係わらず上場廃止となる可能性があります。

(訂正後)

対象者の株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合には、対象者の株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の手続きに従い、公開買付者が対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

4. その他

(2) 公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

このような状況下、対象者株式は、平成21年3月に同年2月の株式の上場時価総額が3億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の上場廃止猶予期間に入りました。対象者が平成21年5月31日までにジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準第2条第1項第3号に定める書面(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック取引所が必要と認める事項を記載した書面)を提出しなかった場合には、平成21年3月1日から平成21年5月31日までの期間において、毎月の月間平均時価総額及び月末上場時価総額が3億円以上とならないときは上場廃止となる可能性があります。なお、本公開買付けが成立した場合には、前記「1. 買付け等の目的」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」及び「(5)上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完

全子会社化し、対象者株式は上場廃止となる予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

このような状況下、対象者株式は、平成 21 年 3 月に同年 2 月の株式の上場時価総額が 3 億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の上場廃止猶予期間に入りました。対象者が平成 21 年 5 月 31 日までにジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 3 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック証券取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出しなかった場合には、平成 21 年 3 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上とならないときは上場廃止となる可能性があります（なお、ジャスダック証券取引所が平成 21 年 4 月 2 日に公表した内容によると、本公開買付けの公表後、対象者の株価が上昇したことを受けて、前記の上場廃止猶予期間の経過前である平成 21 年 3 月において、対象者株式の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が、いずれも株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 3 号に定める所要額（3 億円）以上となったため、対象者株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しないことになりました。）。なお、本公開買付けが成立した場合には、前記「1. 買付け等の目的」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5)上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化し、対象者株式は上場廃止となる予定です。

<後略>

以上